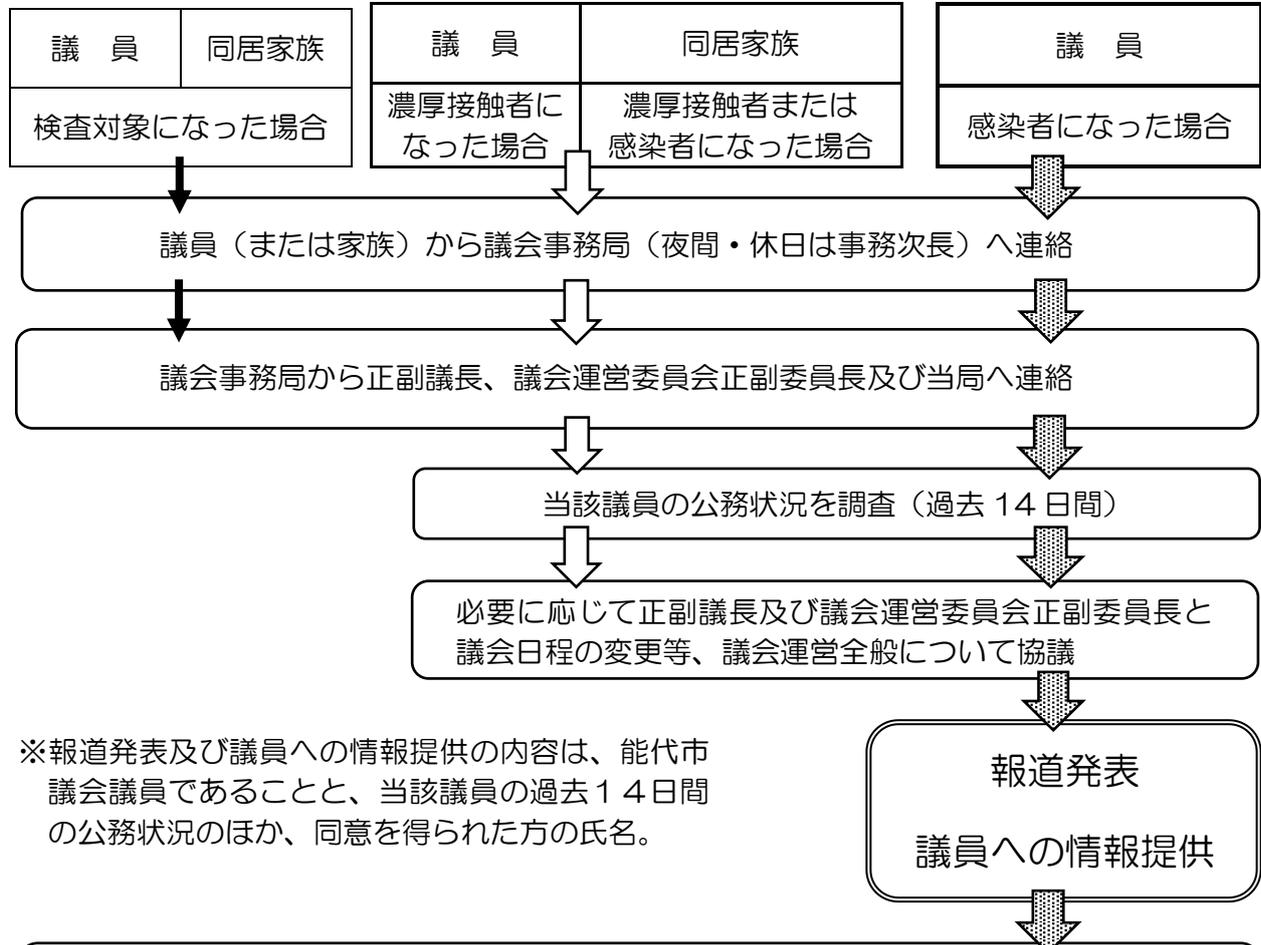


議員等が新型コロナウイルスに感染等した場合の議会事務局の対応

◎議員とその同居家族が感染等した場合の対応



※報道発表及び議員への情報提供の内容は、能代市議会議員であることと、当該議員の過去 14 日間の公務状況のほか、同意を得られた方の氏名。

【議場、議員控室、会議室等への入室があった場合】

一時的に会議室等の使用を中止し、保健所の指導のもと、総務課と協議の上、必要な範囲の消毒を行う。

※消毒までに使用が予定されている場合は、事務局から正副議長、議会運営委員会正副委員長に状況を報告し、議場等の使用について対応を協議する。

◎議会事務局職員とその同居家族が感染等した場合の対応

- 正副議長、議会運営委員会正副委員長及び当局へ連絡
- 必要に応じて議会運営全般について正副議長等と協議
- 勤務状況の確認
- 当該職員の療養等
 - 感染者：医師の診断による療養後、2週間の自宅等での療養
〔報道発表及び議員への情報提供及び議場、会議室、事務室等の消毒〕
 - 濃厚接触者：陰性の場合でも、2週間の自宅等での療養
 - 同居家族が感染者または濃厚接触者：基本的に2週間の自宅等での療養